

(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設新築工事 技術協力業務に関する基本協定書 (案)

(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設新築工事技術協力業務（以下「本業務」という。）に関して、町田市（以下「発注者」という。）と優先交渉権者である〇〇〇〇（以下「技術協力業務受託者」という。）とは、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本業務における発注者が実施した公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、優先交渉権者の技術提案書等を選定したことを確認し、発注者と技術協力業務受託者による工事の請負契約（以下「工事請負契約」という。）の締結に向けて、技術協力業務受託者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(技術協力業務受託者の義務)

第2条 技術協力業務受託者は、本協定に係る一切を、信義に従い誠実に行うものとする。

2 技術協力業務受託者は、本協定締結の日から工事請負契約締結の日又は価格等の交渉の不成立が確定する日までの間、本協定を履行するものとする。

(技術協力等)

第3条 技術協力業務受託者は、本工事の実施設計期間において、工事請負契約の締結に向けて、本工事における未確定の仕様について提案、協議するとともに、発注者が別途契約した「(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設新築工事实施設計業務委託」の受注者（以下「設計者」という。）が行う設計に対する技術協力業務を実施するため、本業務の委託契約を、発注者と締結する。

2 技術協力業務受託者は、発注者と設計者を含む三者との間で、本工事の設計業務に関する協議を行うため、本業務に係るパートナーシップ協定を締結する。

3 技術協力業務受託者は、発注者が行う調整に対して真摯に対応し、協力する。

4 発注者は、技術協力業務受託者が行う技術協力業務に必要な情報を可能な限り提示する。

(有効期間)

第4条 本協定は、本協定締結の日から工事請負契約締結日の前日又は価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし、第7条から第13条での規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

(工事請負契約手続等)

- 第5条 発注者は、設計者から引渡しを受けた設計成果物を基に、技術協力業務受託者に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。
- 2 技術協力業務受託者は、見積書等を作成し、発注者の指定する方法により発注者に提出する。
 - 3 発注者及び技術協力業務受託者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。
 - 4 前項により価格等の交渉が成立した場合は、技術協力業務受託者は、その内容に基づき、第2項と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。
 - 5 発注者は、設計者より提示された設計書等に基づき予定価格を定める。
 - 6 技術協力業務受託者は、第2項と同じ方法により最終的な見積書等を提出し、発注者と見積合せを行う。
 - 7 発注者は、前項の見積合せの結果、最終的な見積書等の工事金額が予定価格を下回った場合、技術協力業務受託者を契約の相手方として工事期間等の契約条件を確認のうえ、技術協力業務受託者と工事請負契約を締結するものとする。

(工事請負契約締結に至らない場合)

- 第6条 発注者は、発注者および技術協力業務受託者いずれの責めに帰すべからざる事由により価格等の交渉が不成立となった場合は、不成立となった旨とその理由を書面により技術協力業務受託者に通知する。
- 2 価格等の交渉が不成立となった場合は、本業務の委託契約に基づく委託費を除き、本協定の履行に関し既に支出した費用については発注者、技術協力業務受託者それぞれの負担とし、第7条から第13条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
 - 3 発注者は、技術協力業務受託者と工事請負契約を締結できない場合は、技術協力業務受託者を除く本プロポーザルに参加した参加者のうち評価結果の順位が上位であった者（以下「次点者」という。）から順に、技術協力業務の委託契約締結の交渉を行う。
 - 4 技術協力業務受託者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、第三者に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第7条 技術協力業務受託者は、発注者の書面による事前の承諾による場合を除き、本協定上の地位及び本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。

(特許工法その他の特許権等の取り扱い等)

第8条 第6条により工事請負契約が締結されなかった場合は、発注者及び次点者は、当該実施設計に従い本工事を実施するために必要な限度で、技術協力業務の委託契約に基づき技術協力業務受託者が発注者に引き渡した成果物及び技術協力業務により実施設計に採用された技術協力業務受託者の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等を指し、特許権、実用新案権、意匠権については技術協力業務受託者に係る発明、考案、意匠で権利登録される前のもの、商標権については出願中のものを含む）を使用することができる。ただし、係る成果物や知的財産権の使用料の支払いに関しては、発注者及び次点者は、技術協力業務受託者と別途協議を行う。

(損害賠償等)

第9条 第6条により工事請負契約が締結されなかった場合における発注者と技術協力業務受託者間の損害賠償義務の有無及び範囲については、信義誠実の原則に則り、その帰責原因の有無と程度については、次の各号のとおりとする。

- (1) 技術協力業務受託者は、帰責原因が技術協力業務受託者にある場合は、発注者に発生した損害を賠償する。
 - (2) 発注者は、設計義務違反等により発注者に帰責原因がある場合は、技術協力業務受託者に発生した損害を賠償する。
 - (3) 発注者、技術協力業務受託者の双方に帰責原因がある場合は、各自の帰責原因の程度、割合によってそれぞれの損害賠償の有無と範囲を別に定める。
- 2 技術協力業務受託者が工事請負契約の締結に先立って行った資材発注等によって生じた損害等について、発注者は技術協力業務受託者に対して一切の責任を負わない。

(秘密保持等)

第10条 技術協力業務受託者は、本協定に関し相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持するとともに、秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は本協定の相手方の事前の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。本協定履行完了後も、また、同様とする。

(協定内容の変更)

第11条 本協定に規定する各事項は、発注者および技術協力業務受託者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第12条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して発注者と技術協力業務受託者との間に生じた紛争について、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(その他)

第13条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、技術協力業務受託者が協議し、決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者および優先交渉権者が記名押印の上、各1通を保有する。

2026年●月●日

発注者
東京都町田市森野2丁目2番22号
町田市長 稲垣 康治

優先交渉権者
○○○○